平成２３年（フ）第３０９号
福岡県久留米市合川町278番地３
債務者　藤井　　普
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３４８号
福岡県小郡市小郡1501番地１
債務者　藤井　　剛
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３６９号
福岡県久留米市白山町443番地３
債務者　藤川　正勝
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３８０号
福岡県小郡市力武1104番地４
債務者　白木　　純
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第５０４号
鹿児島県鹿児島市南林寺町17番15号オーシャンハイツ503号
債務者　原村　一弘
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５４５号
鹿児島県鹿児島市柳町12番12号ハイムＪ302号
債務者　救仁郷　崇
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５４６号
鹿児島県鹿児島市南栄５丁目10番地10エヴォルート南栄508号
債務者　西小野弘子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５４９号
鹿児島県鹿児島市谷山中央６丁目14番７号サンロードN51―105号
債務者　松浦　志穂
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５５０号
鹿児島県鹿児島市宇宿１丁目35番１―403号
債務者　佐土原親憲
1　決定年月日時　平成23年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５５３号
鹿児島県鹿児島市伊敷５丁目７番32号
債務者　熊須　明子
1　決定年月日時　平成23年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５６０号
鹿児島県鹿児島市下伊敷２丁目30番25―44号
債務者　北原　　要
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５８０号
鹿児島県日置市東市来町美山1537番地３
債務者　梅木　葉子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５８５号
鹿児島県鹿児島市宇宿５丁目13番19号五百路アパート１階
債務者　平田　貴秀
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５８９号
鹿児島県鹿児島市武岡５丁目30番71―41号
債務者　武　伊津男
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第６０４号
鹿児島県鹿児島市東谷山５丁目43番２号
債務者　森山　當子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第６１０号
鹿児島県鹿児島市吉野町3216番地29吉野ハイツ202号
債務者　中村　真香
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４５０号
山梨県甲斐市團子新居214番地11
債務者　小田切美紀
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４５１号
山梨県南巨摩郡身延町古関3499番地
債務者　石丸美由紀
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係